

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

	担当課	河川課	検索番号
法令名	河川法	根拠条項	第32条第1項
不利益処分	流水占用料等の徴収		
<p>(根拠規定)</p> <p>第32条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条から第25条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。</p> <p>(処分基準)</p> <p>愛媛県河川流水占用料等徴収条例(平成12年条例第26号)</p> <p>第1条 河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第32条第1項の規定に基づき、法第23条から第25条までの許可を受けた者から、この条例の定めるところにより、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収する。</p> <p>第2条 流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料の額は、それぞれ別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる場合には、流水占用料等を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の事業(企業を除く。)により、流水若しくは土地の占用又は土石等の採取が行われる場合</p> <p>(2) 公益その他特別の事情があると知事が認める場合</p> <p>第4条 既に納付した流水占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第18条第2項第2号に該当する場合その他知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第6条 偽りその他不正の行為により流水占用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>水占用料等の徴収等事務の取り扱いについて(平成13年3月21日付け河第218号土木部長通知)</p> <p>(その他)</p>			